

平成30年第1回

浅川清流環境組合議会定例会会議録

平成30年2月1日

浅川清流環境組合議会

平成30年

浅川清流環境組合議会会議録目次

第1回定例会

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	1
議事日程	1
開会・開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
管理者報告	3
会務報告	4
(議案上程)	
議案第1号 浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第2号 浅川清流環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する 条例の制定について	5
議案第3号 調査及び公聴会に出頭した者の費用弁償条例の制定につい て	6
議案第4号 平成30年度浅川清流環境組合一般会計予算	7
議案第5号 平成30年度浅川清流環境組合構成団体負担金について	10
議員提出議案第1号 浅川清流環境組合議会会議規則の一部を改正する規則の制 定について	11
(議員派遣)	
議員派遣の件	11
閉会	11

平成30年

浅川清流環境組合議会会議録

第1回定例会

日時 平成30年2月1日(木) 午後2時

場所 東京自治会館

出席議員(10名)

1番	奥住匡人君	2番	谷和彦君
3番	峯岸弘行君	4番	秋山薫君
5番	岩永康代君	6番	及川妙子君
7番	本橋たくみ君	8番	高橋りょう子君
9番	鈴木成夫君	10番	小林正樹君

欠席議員(2名)

11番	田頭祐子君	12番	遠藤百合子君
-----	-------	-----	--------

説明のため会議に出席した者の職氏名

副管理者	井澤邦夫君	副管理者	西岡真一郎君
会計管理者	真島均君	事務局長	高野賢司君
総務課長	花野彰彦君	事業課長	設楽尚人君
事業課課長補佐	中倉秀文君	総務課総務係長	井上智昭君

会議に出席した事務局職員の職氏名

書記	青木哲哉君	書記	吉田雄哉君
----	-------	----	-------

速記委託先 住所 東京都千代田区神田美土代町7番地4

扶桑速記印刷株式会社 代表取締役 鎌形忍
速記者 小倉純一君

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 管理者報告
日程第4 会務報告
(議案上程)

- 日程第5 議案第1号 浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 浅川清流環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第3号 調査及び公聴会に出頭した者の費用弁償条例の制定について
- 日程第8 議案第4号 平成30年度浅川清流環境組合一般会計予算
- 日程第9 議案第5号 平成30年度浅川清流環境組合構成団体負担金について
- 日程第10 議員提出議案第1号 浅川清流環境組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

(議員派遣)

- 日程第11 議員派遣の件

○議長（秋山薫君） 皆さん、こんにちは。

これより、平成30年第1回浅川清流環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員10名であります。

日程に入る前に、副管理者から発言したい旨の申し出がありますので、これを許します。井澤副管理者。

○副管理者（井澤邦夫君） 私から、一言お願いを申し上げたいと思っております。

本日は、大変お忙しいところ、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。平成30年第1回浅川清流環境組合議会定例会を開催していただきます。よろしくお願い申し上げます。

発言のお許しをいただきまして、まことにありがとうございます。

実は、大坪管理者が1月29日にインフルエンザに罹患されまして、2月2日まで公務を控えるよう医師から指示が出ております。

本日の組合議会は、私、副管理者がその任を務めさせていただきますので、特段の御理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第74条の規定により、議長において、7番本橋たくみ議員、8番高橋りょう子議員を指名いたします。

○議長（秋山薫君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（秋山薫君） 次に、日程第3、管理者報告を行います。

副管理者から報告を求めます。井澤副管理者。

○副管理者（井澤邦夫君） それでは、管理者報告をさせていただきます。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な組合事業の経過につきまして、2件の報告を行います。

1つ、新可燃ごみ処理施設整備・運営事業について。

かねてから手続中であった建築基準法の規定による計画通知に対し、昨年11月1日付で確認済証が交付され、翌2日から新可燃ごみ処理施設の建築工事に着手いたしました。ごみピットなどの掘削工事を行うための山留工事は既に昨年12月中旬に完了し、現在は建物本体及び煙突を支えるための杭工事を行っております。

また、工事車両及び可燃ごみ収集車両が通行することとなる日野市準用河川である根川の橋梁工事は、根川右岸の橋台部分が完成し、引き続き、左岸側の橋台工事に取りかかっております。

工事車両は、これまで浅川ルートを通行していましたが、昨年11月6日以降は大型車両を除き、日野市によって整備された石田大橋南側の通路と日野市道C-2号線を結ぶ多摩川ルートを通行しております。

工事車両の通行に対しましては、細心の注意を払い、また、多摩川ルートの通行に当たっては交通誘導員を配置して、安全第一に行っております。引き続き、施設建設場所周辺の皆様、組合議会議員の皆様の御理解がいただけますよう、お願い申し上げます。

2つ、環境定点測定について。

日野市クリーンセンター周辺の各自治会との意見交換において、居住地に近い地点で環境調査を行い、新可燃ごみ処理施設稼働前後の比較や運転時と停止時の比較を行うことで、環境への影響がないことを示すことができれば、環境負荷への不安等を取り除き、新施設建設・稼働への理解が促せるのではないかと意見がありました。

このような意見を受け、当組合では、環境影響評価とは別の事業として、新可燃ごみ処理施設稼働前の平成29年度より環境定点測定を開始しました。

新施設稼働前の測定結果は、現在稼働している日野市可燃ごみ処理施設での測定結果となりますが、組合ホームページで適宜公表してまいります。

以上、主要な事項について御報告申し上げ、議会の御理解、御指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これをもって管理者報告を終わります。

○議長（秋山薫君） 次に、日程第4、会務報告を行います。

会務報告については、お手元に配付いたしました報告書のとおりですので、事務局長の報告はこれを省略いたします。

これをもって会務報告を終わります。

○議長（秋山薫君） これより、議案第1号、浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

副管理者から提案理由の説明を求めます。井澤副管理者。

○副管理者（井澤邦夫君） それでは、議案第1号、浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、子どもの看護休暇の取得要件の見直しについて、所要の調整を行うものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 事務局長でございます。

議案第1号、浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本改正は、職員のワーク・ライフ・バランス及び国の働き方改革の推進等を踏まえ、子どもの看護

休暇について、東京都に倣い行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書の4ページ、5ページをお開き願います。新旧対照表で御説明いたします。

右側、5ページ、旧の第21条第1項、子どもの看護休暇の対象となる子の範囲について、現行の「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」を、左側、4ページ、新の下線部分でござい
ます、「12歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を
修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日（ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日
を限度とする。）までの間にある子」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。下から2行目、付則、「この条例は、公布の日から施
行する。」

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第1号の件は原案のとおり可決さ
れました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第2号、浅川清流環境組合人事行政の運営等の状況の公表に
関する条例の制定の件を議題といたします。

副管理者から提案理由の説明を求めます。井澤副管理者。

○副管理者（井澤邦夫君） それでは、議案第2号、浅川清流環境組合人事行政の運営等の状況の
公表に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な
事項を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げ
ます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第2号、浅川清流環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関す
る条例の制定について、御説明申し上げます。

本条例は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、職員の任免や給与の状況等、人事行政の運営
等の状況の公表に関して必要な事項を定めるものでございます。

当組合の各構成団体でもそれぞれ同様の条例が制定されておりますので、ここではポイントのみ御説明させていただきます。

議案書の2ページ、3ページをお開き願います。第2条でございます。「任命権者は、毎年1回、管理者に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。」

第3条、報告事項は第1号から第11号に列記されている事項となります。

右側、3ページの第4条、第5条は公平委員会に関する規定でございます。ここでいう公平委員会は、13の市と私どもを含めた9つの一部事務組合で共同設置している東京都市公平委員会を指しております。

第7条は公表の方法について、インターネットを利用して閲覧に供する方法、または、その他管理者が必要と認める方法と規定しております。

下から2行目、付則でございます。「この条例は、公布の日から施行する。」

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第3号、調査及び公聴会に出頭した者の費用弁償条例の制定の件を議題といたします。

副管理者から提案理由の説明を求めます。井澤副管理者。

○副管理者（井澤邦夫君） それでは、議案第3号、調査及び公聴会に出頭した者の費用弁償条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法の規定により、浅川清流環境組合の機関の求めに応じ出頭又は参加した者に対する費用弁償について定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第3号、調査及び公聴会に出頭した者の費用弁償条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書の2ページ、3ページをお開き願います。当組合の各構成団体でもそれぞれ同様の条例が制定されておりますので、ここでもポイントのみ御説明させていただきます。

第1条、目的でございます。「この条例は、地方自治法の規定により、浅川清流環境組合の機関の求めに応じ出頭又は参加した者（以下「参考人等」という。）に対する費用弁償について定めることを目的とする。」

第2条、参考人等の範囲でございます。第1号は議会の求めに応じ出頭した者、第2号は議会の求めに応じ公聴会に参加した者、第3号は議会の求めに応じ参考人として出頭した者、第4号は監査委員の求めに応じ出頭した者としております。

その下、第3条は費用弁償でございます。「参考人等が調査その他に出頭し、又は公聴会に参加したときは、別表による費用を弁償する。」

右側、3ページの別表をごらんください。交通費は実費、日当は1日につき1万円としております。

左側、2ページ、第3条にお戻りいただきまして、第2項、前項の規定にかかわらず、前条第3号に規定する者のうち、自ら提出した請願に関する意見の陳述等を行うために出頭したものに対しては、日当のみを支給し、その額は1,000円とするものでございます。

右側、3ページの上から3行目、付則でございます。「この条例は、公布の日から施行する。」

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第4号、平成30年度浅川清流環境組合一般会計予算の件を議題といたします。

副管理者から提案理由の説明を求めます。井澤副管理者。

○副管理者（井澤邦夫君） それでは、議案第4号、平成30年度浅川清流環境組合一般会計予算の提案理由を申し上げます。

平成30年度組合の歳入歳出予算の総額は57億4,501万4,000円であります。前年度と比較して44億8,085万円、354.5%の増となっております。

主な要因といたしましては、新可燃ごみ処理施設建築工事が2年目となり、プラント工事にも着手することによる施設建設工事費の増額によるものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第4号、平成30年度浅川清流環境組一般会計予算について、御説明申し上げます。

議案書の1ページでございます。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57億4,501万4,000円とするものでございます。

その下、第2条、地方債、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるとするものでございます。

恐れ入りますが、4ページをお開き願います。第2表、地方債、起債の目的は新可燃ごみ処理施設建設工事、限度額は24億5,930万円、起債の方法は、「証書借入又は、証券発行の方法により起債する」としております。起債の対象となるのは、施設の建設工事のみでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。第3条、一時借入金、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は25億円と定めております。

歳入歳出予算の詳細につきましては、議案書とは別にお配りいたしました一般会計予算書及び説明書により御説明申し上げます。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書、1総括でございます。本年度の歳入歳出予算額は57億4,501万4,000円、前年度の歳入歳出予算額は12億6,416万4,000円であり、前年度と比較して44億8,085万円の増額となっております。主な要因といたしましては、新可燃ごみ処理施設建設工事請負費の増額によるものでございます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入の主な内容を御説明申し上げます。最上段の款1分担金及び負担金、項1負担金、9ページの説明欄の上段、組合構成市負担金でございます。組合運営にかかる事務経費につきましては、構成団体である日野市、国分寺市、小金井市で等分の負担をさせていただき、周辺環境整備負担金は国分寺市、小金井市の2市で負担していただくものでございます。

その下、款2国庫支出金、項1国庫補助金、9ページの説明欄、循環型社会形成推進交付金は20億4,532万9,000円を予定しております。

最下段の款5組合債、項1組合債、9ページの説明欄、新可燃ごみ処理施設建設工事につきましては24億5,930万円の起債を予定しております。

次に、歳出の主な内容について御説明申し上げます。恐れ入りますが、10ページ、11ページをお開き願います。款1議会費、項1議会費、11ページの説明欄の上段、1議会事務経費でございます。議会事務経費として、議員報酬、旅費、事務経費等を含め592万9,000円を計上しております。

下段の款2総務費、項1総務管理費の説明欄、1一般管理経費でございます。一般管理経費といたしましては、管理者等の報酬、職員給与、広報紙作成・配布業務委託、事務機器等の使用料、日野市周辺環境整備負担金等を含め7億6,592万7,000円を計上しております。

新規に計上した科目といたしましては、13ページの節12役務費の6行目、回線使用料、これは、組合事務所を現在の現場事務所に移転した際に、日野市の庁内情報端末を使用可能とするために設置い

たしましたインターネット回線の使用料でございます。またその下、節13委託料の7行目、財務会計システム改修業務委託料も新規経費になりますが、これは、天皇陛下の退位日が平成31年4月30日と決まりましたので、退位後の新元号に対応するためのシステム改修にかかる委託料でございます。

恐れ入りますが、次の14ページ、15ページをお開き願います。中ほどの款3事業費、項1ごみ処理費の説明欄、1施設建設経費でございます。新規に計上した科目といたしましては、節8報償費の(仮称)環境保全基準検討委員会委員謝礼でございます。施設建設後の運営段階におきまして、組合がこれまで公表しております厳しい排ガス基準や環境関係法令等を遵守するために、今後、環境保全基準及び環境保全計画を作成してまいります。その骨子となる重要事項について検討する専門委員会の設置を平成30年度に予定しております。その委員として学識経験者にも加わっていただくための謝礼といたしまして9万6,000円を新規で計上したものでございます。

そのほか施設建設経費の特徴といたしましては、まず、その下、節13委託料の2行目、ごみ処理施設建設環境影響評価事後調査業務委託料でございます。本業務は、施設の建設工事を開始した平成29年度から施設稼働後における環境への影響が最大と見込まれる平成32年度までの期間、現地調査を行い、評価書で予測・評価した内容との比較・検証を平成33年度末まで実施するものでございます。平成30年度は、工事の進捗に伴いまして調査等の作業がふえるため2,819万9,000円、前年度比809万8,000円増の予算を計上しております。

それから、その下、新可燃ごみ処理施設建設工事監理委託料は、工事の進捗に伴いまして現場での常駐監理が本格的に始まることから6,350万4,000円、前年度比2,721万6,000円増の予算を計上しております。

次に、節15工事請負費でございます。新可燃ごみ処理施設建設工事につきましては、建築工事が2年目となり、プラント工事にも着手する予定となっていることから48億73万3,000円を計上しております。前年度比44億4,605万3,000円の増でございます。

なお、今御説明いたしました環境影響評価事後調査業務委託、工事監理委託及び新可燃ごみ処理施設建設工事につきましては、既に債務負担行為を設定させていただいているものでございます。

以上、施設建設経費は、新規に計上した謝礼等を含めまして49億5,212万3,000円を計上させていただいております。

その下、款4公債費、項1公債費の説明欄、1組合債利子償還及び一時借入金関係経費でございます。節23償還金、利子及び割引料といたしまして新たに地方債償還利子を計上しております。これは、平成29年度に2億6,600万円の起債をする予定でございますが、その利子の支払いが平成30年度から始まるため計上しているものでございます。

また、一時借入金利子につきましては、組合債借入金のつなぎ資金として、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れをした場合の利子分として科目存置しております。

その下、款5予備費は2,000万円でございます。事業費の予算超過等に対応するため、平成29年度と同額とさせていただいております。

16ページ以降は給与費明細書等でございます。職員給与につきましては、派遣元の給与に関する規定の例により支給することとなっております。

少し飛びまして、22、23ページは債務負担行為に関する調書、24、25ページは地方債に関する調書

となっております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第5号、平成30年度浅川清流環境組合構成団体負担金の件を議題といたします。

副管理者から提案理由の説明を求めます。井澤副管理者。

○副管理者（井澤邦夫君） それでは、議案第5号、平成30年度浅川清流環境組合構成団体負担金についての提案理由を申し上げます。

本議案は、組合規約第13条第2項の規定に基づき、平成30年度浅川清流環境組合構成団体の負担金の合計として12億4,038万1,000円を負担していただくものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第5号、平成30年度浅川清流環境組合構成団体負担金について、御説明申し上げます。

負担金の内訳といたしましては、日野市に事務経費負担金として2億1,346万1,000円、国分寺市と小金井市のおのにおに事務経費負担金として2億1,346万円ずつ、周辺環境整備負担金として3億円ずつの合計5億1,346万円ずつを負担していただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

○議長(秋山薫君) これより、議員提出議案第1号、浅川清流環境組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。及川議員。

○6番(及川妙子君) 議員提出議案第1号、浅川清流環境組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

案文はお手元に配付させていただいたとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(秋山薫君) お諮りいたします。本件については、質疑、意見を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) 御異議ないものと認めます。よって、質疑、意見を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) 御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

○議長(秋山薫君) これより、日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第98条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名については、議長に御一任をお願いしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) 御異議ないものと認めます。よって、本件については議長一任と決しました。

○議長(秋山薫君) 本日の日程は全て終わりました。

これをもって平成30年第1回浅川清流環境組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時31分閉会

地方自治法第123条第2項及び浅川清流環境組合議会会議規則第74条の規定により署名する。

浅川清流環境組合議会議長 秋 山 薫

署 名 議 員 本 橋 た く み

署 名 議 員 高 橋 りょう子